

苫小牧市奨学金返還補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の生産年齢人口の地元企業就業による地域への定着と、本市経済の担い手となる人材確保を図るため、高等教育機関等へ進学した者が卒業後に苫小牧市に定住して奨学金を返還した場合に、当該奨学金の返還を支援する補助金を交付することについて、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年3月30日規則第9号）の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における各用語の定義は次のとおりとする。

(1) 高等教育機関

大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校専門課程をいう。ただし、苫小牧市育英会奨学金の貸与を受けた者は高等学校を含む。

(2) 奨学金

高等教育機関在学中に貸与を受けた苫小牧市育英会奨学金、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金をいう。

(3) 地元企業

苫小牧市内に本店、事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人又は苫小牧市内で事業を営む個人事業主をいう。

(4) 正規雇用

社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等を総合的に勘案して正規雇用と判断されるものをいう。

(5) 市内定着

地元企業に正規雇用（移行見込みを含む。）として就業（自ら事業を営む場合を含む。）し、かつ苫小牧市内に住所を有していることをいう。ただし、公務員又はそれに準ずる法人等（独立行政法人等）の職員として就業している場合は除くものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 高等教育機関の在学中に奨学金の借入があること。

(2) 貸与を受けた全ての奨学金の返還を延滞していないこと。

(3) 奨学金返還支援期間に市内定着していること。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 第6条に規定する苫小牧市奨学金返還補助金登録者で、奨学金の最初

の返還日の属する年度の翌年度から起算して5年(初年度の返済月が12か月分に満たない場合は6年)を経過していない者。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が補助金の交付を受けようとする年度(以下「申請年度」という。)の前年度(補助対象期間に限る。)に返還した奨学金及びその利息の額とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が補助金の交付を受けようとする年度の前年度に返還した奨学金の額に2分の1(苫小牧市内の大学を卒業した学生の場合は2分の2)を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)以内で、年間上限額を10万円(苫小牧市内の大学を卒業した学生の場合は20万円)とし、市内定着の期間に応じて予算の範囲内において決定する。ただし返還期間又は市内定着の期間が半年未満の者は、年間上限額を5万円(苫小牧市内の大学を卒業した学生の場合は10万円)とする。

2 前項の補助金の各年度の額の累計は、1人当たり50万円(苫小牧市内の大学を卒業した学生の場合は100万円)を超えないものとする。

(補助希望者の登録)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助希望者」という。)は、市内定着を予定している年度の前年度の末日までに次の書類を市長に提出し、登録を受けなければならない。

(1) 苫小牧市奨学金返還補助金登録申込書(様式第1号)

(2) 奨学金の借入を証する書類

(3) 在学証明書または卒業を証する書類(提出日以前3か月以内に発行されたもの。)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助希望者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 高等教育機関の在学中に奨学金の借入があり、返還を予定していること。

(2) 前項に規定する登録の応募を行う年度において、大学等の学生で卒業見込みの者。

(3) 市内定着する意思があること。

3 市長は、第1項に規定する登録の応募があったときは、当該応募内容の審査及び必要に応じて行う調査等により登録の可否を決定するものとする。

4 市長は、登録を決定したときは、登録通知書(様式第2号)により補助希望

者に通知するものとする。

- 5 市長は、登録しないことを決定したときは、その旨を書面により補助希望者に通知するものとする。
- 6 市長は、登録者が第7条に規定する状況報告を行わないときは、登録を取り消すことができるものとする。

(登録者の状況報告)

第7条 前条第3項に規定する登録の決定を受けた者(以下「登録者」という。)は、市内定着した日の翌日から起算して6か月以内に、次の書類を市長に提出しなければならない(以下「状況報告」という。)

- (1) 苫小牧市奨学金返還補助金登録者状況報告書(様式第3号)
 - (2) 奨学金の返還予定額を証する書類
 - (3) 高等教育機関を卒業したことを証する書類
 - (4) 労働条件等を明示した雇用契約書の写し又は雇用主が正規雇用について証明する書類(自ら事業を営む場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は履歴事項全部証明書等の事業の実体を確認できる書類)
 - (5) 住民票の写し(提出日以前3か月以内に発行されたもの。)
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 状況報告を行った者が、次の各号のいずれかに該当するときは、苫小牧市奨学金返還補助金登録者状況報告書(様式第3号)により、速やかにその旨を市長に報告をしなければならない。
- (1) 就業先の変更があったとき
 - (2) 苫小牧市外への転居を伴う転勤があったとき
 - (3) 住所又は氏名の変更があったとき

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする登録者(以下「交付申請者」という。)は、申請年度の4月1日から8月末日までに次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 苫小牧市奨学金返還補助金交付申請書(様式第4号)
 - (2) 在職証明書(様式第5号)(申請年度の4月1日以降に発行されたもの)又は前年分の確定申告書の写し(自ら事業を営む場合に限り。ただし、正当な理由がある場合は、事業の継続を別の書類で確認できるものとする。)
 - (3) 住民票又は除票の写し(申請年度の4月1日以降に発行されたもの)
 - (4) 申請年度の前年度における奨学金の種類、返還日及び返還額を証する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付申請者は、申請年度の4月1日において、前年度の4月1日から途切れることなく第3条第3号に規定する要件を満たしていなければならない。た

だし、要件を満たしていない期間が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の申請をすることができるものとする。

- (1) 自己都合によらない離職
- (2) 自己都合によらない苫小牧市外への転居を伴う転勤
- (3) 天災、傷病その他補助対象者等の責めに帰さない事情
- (4) 上記各号の規定によらない理由で、要件を満たしていない期間が3か月以内の期間であり、当該年度の前年度の3月31日時点で要件を満たしていると認められる場合
- (5) その他市長が認める場合

(交付の決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する交付の申請があったときは、当該申請内容の審査及び必要に応じて行う調査等により補助金交付申請書の内容が適正であると認められるときは、補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができるものとする。

(交付決定及び額の確定の通知)

第10条 市長は、補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、交付決定及び額の確定通知書(様式第6号)により交付申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、理由を示してその旨を書面により交付申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更又は取下げ)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付申請の内容を変更し、又は取り下げようとするときは、別に定める変更交付(取下げ)申請書を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付の変更の適否又は取消しを決定し、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付を決定した者(以下「補助決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該年度における補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないとき
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 2 市長は、前項に規定する取消しを決定したときは、理由を示してその旨を書

面により補助決定者に通知する。

(補助金の交付請求)

第 13 条 第 10 条第 1 項の通知を受けた補助決定者は、苫小牧市奨学金返還補助金交付請求書(様式 7 号)により、当該補助金の交付を請求することができる。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(関係書類の整備等)

第 15 条 補助決定者は、補助対象期間内における奨学金返還に係る支出を明らかにした書類等を整備し、最終年度の翌年度の初日から 5 年間は保存しなければならないものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めのあるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 19 日から施行する。